

大通達甲（広報）第4号
令和3年2月26日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

警務部広報課長
交通部高速道路交通警察隊長 殿
各警察署長

警 務 部 長

犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る事務処理要綱の改正について（通達）

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づく犯罪被害者等給付金の支給裁定については、「犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る事務処理要綱の改正について」（令和2年3月13日付け大通達甲（広報）第3号）に基づき実施しているところであるが、この度、事件管理総合システムの更新整備等に伴い、別添のとおり「犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る事務処理要綱」を改正し、令和3年3月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（広報課犯罪被害者支援係）

別添

犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る事務処理要綱

1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、犯罪被害者等給付金（法第2条第7項に規定する犯罪被害者等給付金をいう。以下同じ。）の支給裁定に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 発生報告

- (1) 交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、当該事案の被害者が犯罪被害者（法第2条第3項に規定する犯罪被害者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる事案（以下「犯罪被害給付制度対象事案」という。）が発生した場合は、犯罪被害給付制度対象事案発生報告書（第1号様式）により警務部広報課長（以下「広報課長」という。）に報告すること。この場合において、当該報告は、事件管理総合システム（事件管理総合システム運用要領（令和3年2月26日付け大通達甲（刑企）第1号ほか別添）に定めるシステムをいう。）の犯罪被害者支援業務機能（以下「被害者支援システム」という。）を利用して行うこと。
- (2) 警察署長等は、犯罪被害給付制度対象事案の発生状況を被害者支援システムにより管理すること。

3 犯罪被害給付制度の教示

- (1) 警察署長等は、犯罪被害給付制度対象事案が発生した場合は、当該事案の犯罪被害者及びその遺族に対し、広報用リーフレットを配布するなどして犯罪被害者等給付金の支給及び犯罪被害給付制度について教示すること。ただし、犯罪被害者等給付金の支給について教示することが適当でないとする場合は、この限りでない。
- (2) 次に掲げる場合は、前記(1)の規定にかかわらず、犯罪被害者等給付金の支給について教示しないこと。
 - ア 法第6条各号に該当し、犯罪被害者等給付金の全部が支給されないことが明らかなきとき。
 - イ 法第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項の規定により犯罪被害者等給付金の全部が支給されないことが明らかなきとき。

4 申請書の受付

- (1) 広報課長及び警察署長等は、法第10条第1項の規定による申請を受けた場合は、遺族給付金支給裁定申請書（規則様式第1号）、重傷病給付金支給裁定申請書（規則様式第2号）又は障害給付金支給裁定申請書（規則様式第3号）（以下これらを「申請書」という。）の記載内容及び添付書類を確認の上、これを受け付けること。
- (2) 警察署長等が申請書を受け付けた場合は、直ちに広報課長に報告するとともに、犯罪被害者等給付金申請書受付番号簿（第2号様式。以下「番号簿」という。）の受付番号を照会し、当該番号を記載した申請書を広報課長に送付すること。

- (3) 広報課長が申請書を受け付けた場合は、番号簿の受付番号を当該申請書に記載すること。
 - (4) 申請書の送付を受け、又は申請書を受け付けた広報課長は、速やかに警察本部長の決裁を受けるとともに、大分県公安委員会及び警察庁に申請書の受理を報告すること。
 - (5) 申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて補正を求めること。ただし、不備の内容が明らかな誤字、脱字等の軽微なものである場合は、職権で補正することができる。
 - (6) 申請書を受け付ける際には、次の事項に留意すること。
 - ア 申請者の代理人が申請書を提出する場合は、代理人の住所、氏名等を記入した委任状を提出させること。
 - イ 当該犯罪被害（法第2条第2項に規定する犯罪被害をいう。）を原因として損害賠償を受けた場合は、規則第19条の規定により、速やかに大分県公安委員会にその旨を届け出ることを申請者に教示すること。
- 5 裁定のための調査
- (1) 広報課長は、法第13条第2項の規定により裁定のための調査を行う場合は、犯罪被害給付関係事項照会書（第3号様式）により照会すること。
 - (2) 警察署長等は、他の都道府県公安委員会から法第13条第2項の報告を求められた場合は、犯罪被害給付関係事項回答書（第4号様式）により回答すること。
- 6 その他
- 犯罪被害者等給付金の支給について疑義が生じた場合は、広報課長と協議すること。
- 附 則
- この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

殿

（ 所 属 長 名 ）

犯罪被害給付制度対象事案発生報告書

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に規定する犯罪被害を受けたと認められる者を把握したので、報告する。

事 件	事 件 名				
	発 生 日 時				
	発 生 場 所				
	罪 名 ・ 罰 条				
被 害 者	本 籍 ・ 国 籍				
	住 所				
	氏 名	電話 携帯			
	生 年 月 日	当時年齢 歳			
	職 業 ・ 勤 務 先				
	家 族	続柄	氏 名(年齢)	職 業	住 所(電話)
加 害 者 と の 関 係					

- 注 1 被害者が複数いるときは、被害者ごとに作成すること。
 2 「家族」欄は、配偶者、子、養父母、実父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順に記載すること。

第1号様式(その2)

加 害 者	本 籍 ・ 国 籍	
	住 所	電話
	氏 名	
	生 年 月 日	当時年齢 歳
	職 業 ・ 勤 務 先	電話
	前 科 ・ 前 歴	有(前科 犯 前歴 回) 無
	犯 行 の 動 機	
	逮 捕 年 月 日	罪名
	送 致 年 月 日	罪名
	起 訴 年 月 日	罪名
犯 罪 被 害	被 害 の 概 要	
	死 亡 ・ 重 傷 病 ・ 障 害	死亡 重傷病 障害
	死 亡 年 月 日	
	傷 病 の 部 位 ・ 程 度 (見 込 み)	() ()
	障 害 の 部 位 ・ 程 度 (見 込 み)	(第 級第 号相当)
	不 支 給 要 件	有 (規則第 条第 号該当) 無 不明
	減 額 要 件	規則第6条第1号 規則第6条第2号 規則第7条 無 不明
制 度 の 教 示	教 示 の 有 無	有 () 無
	犯 給 資 料 の 交 付	有 () 無
	被 教 示 者	被教示者との続柄 氏名
	教 示 者	
申 請 の 有 無		有 () 無
備 考		

第 号
年 月 日

犯罪被害給付関係事項照会書

殿

公安委員会 印

犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を行うために必要があるので、下記の犯罪被害者に係る犯罪被害について別紙記載の事項を調査の上回答されたく、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第13条第2項によって照会します。

記

本 籍

住 所

氏 名

性 別

生年月日

職 業

